

第五十五回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第十六号

昭和四十二年六月二十二日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 矢野 紘也君

理事 小宮山重四郎君

理事 福井 勇君

理事 石野 久男君

理事 内海 清君

池田 清志君

桂木 鉄夫君

世耕 政隆君

箕輪 登君

石川 次夫君

松前 重義君

吉田 之久君

出席國務大臣

國務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

科学技術政務次官 始関 伊平君

科学技術庁長官 小林 貞雄君

官房長 小川 貞雄君

科学技術庁原子科学局長 村田 浩君

委員外の出席者

原子力委員会委員 有澤 廣巳君

原子力委員会委員 山田太三郎君

宇宙開発推進本部 高木 昇君

文部省大学学術局長 清水 成之君

文部省大学学術局審議官 成之君

参考人 今井 美材君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

参考人 丹羽 周夫君

六月二十二日

委員加藤勘十君、松前重義君及び佐々木良作君

辞任につき、その補欠として石川次夫君、石田

有全君及び吉田之久君が議長の指名で委員に選

任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

の補欠として松前重義君及び佐々木良作君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び吉田之久君辞任につき、そ

ラアンテナの発注仕様書と最終検査成績、改造仕

様書とその検査成績、いずれも原簿の複写でけっ

こうですから、出していただきたいと思ひます。

それから、この前、東大宇宙研に御無理を申し

上げまして、急遽この資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

た。非常につづうな資料を出していただきまし

書(将来の月、惑星探測計画書を含む技術計画

書)、一、ミュー4Sのエンジン、機体及び制御

系の諸元、性能、二、ミュー各段エンジンの地上

燃焼試験データ。

学者に見ていただきました結果、これだけの資

料を出していただいて、ラムダ4S一、二、三、三

機の成果について検討したい、こういうことであ

りますので、追加要求をいたしたいと思ひます。

お願いします。

○矢野委員長 石田有全君。

○石田(有)委員 政府に対して資料の要求をいた

したいと思ひます。

五月二十九日に私が水俣病事件並びに阿賀野川

における水銀中毒事件に対する質問書を提出いた

しました。六月九日に答弁書がまいったのであり

ますけれども、きわめて抽象的でございまして、

私どもにはとうてい理解しがたい部分が多いので

あります。何と申しまして、水俣においては、

現在なお十九名が入院療養中であり、五十一名が

自宅療養を続けておるといふ状況で、四十一名が

死亡しております。その原因はほぼ明確であるに

もかわらず、これが政府の決定とならない状態

のもとにおいて、重ねて阿賀野川における水銀中

毒事件が発生をし、さらに新潟県の新潟川地方に

おいても、水銀が発見をされておるといふ事態の

もとにおいて、これを明らかにしなければならな

いと考えるのであります。そこで、以下十数項に

わたる資料の要求をいたします。

第一は、熊本県水俣病事件の年度別及び月別推

移とその概要、二、熊本県水俣病事件後、厚生

省、通産省の指導、通達文書と送達先、三、阿賀野

川事件の月別概況、たとえば病気の発見、研究班

の編成、調査研究日程、昭和四十一年一月一四月

の中間取りまとめなど、四、内閣衆議五五第四

号、答弁書五の報告書検討の過程と何回会議を開

き、五、答弁書五の報告書検討の過程と何回会議を開

き、五、答弁書五の報告書検討の過程と何回会議を開

き、五、答弁書五の報告書検討の過程と何回会議を開

き、五、答弁書五の報告書検討の過程と何回会議を開

きだれが参加したか、また、水俣病関係者は参加したか、参加していればその氏名と役職名、五、熊本県水俣病事件にあたり、昭和三十四年十月六日、食品衛生調査会が厚生大臣に提出した答申書、六、昭和三十四年十一月、経済企画庁が自後この種の問題はすべて経済企画庁において取りまとめをする旨の各省庁に出した公文書、七、昭和三十五年二月から昭和三十六年三月までの間に連絡協議会は四回の会議を開いているが、その間の事情と年月日別に往復文書等を添えた資料及び四回分の各省庁の分担報告書、会議資料並びに会議録、八、連絡協議会の委託を受けた清浦雪作教授を含む十名の学者の氏名、住所及び役職名と事務局担当者の氏名及び役職名、九、昭和三十四年七月二十二日、熊本大学医学部の中毒原因を有機水銀と発表した文書またはその内容、十、熊本大学が昭和四十一年春ごろにまとめた水俣病に関する論文「水俣病」、十一、熊本大学の水俣病に関する医学論文の全部、たとえば熊本医学会誌、日進医学、日本医事新報その他（日本衛生学会誌など）十二、阿賀野川中毒事件にあたり、厚生省編成の臨床研究班、試験研究班、疫学研究班三班全員の氏名、住所、役職名と班長名、十三、食品衛生調査会特別部会員の氏名、住所、役職名及び発足年月日と審議経過、十四、昭和三十一年以降、通産省より科学技術庁及び厚生省に転出した人員と氏名並びに前、現役職名、十五、旧昭和電工鹿瀬工場における年次別アルデヒドの生産設備能力と生産量、十六、昭和四十二年四月十八日発表の厚生省特別研究班の報告書、以上であります。

けでは私どももなかなか理解に苦しむところがありますので、すでに関係の方にも話してありますけれども、この際、第三表に出ております推定所要人員、技術者の要員についてのもう少しこまかい、たとえば専門別あるいは産業別、それからまた、学校卒業の年、そういう計画をひとつ出していただきたい。同時にそれらの、ここに出ております所要人員をどういうふうにして充足するかという、やはり教育関係の方針なり、そういうものをひとつこの際補足して提出願いたい。この提出は法案の審議の上に非常に必要でございますので、できる限り早く出していただくようお願いしたい。

以上であります。

○矢野委員長 ただいまの各資料要求の件につきまして、委員長においてそれぞれしかるべく取り計らいたいと思います。

○矢野委員長 原子力基本法の一部を改正する法律案及び動力炉・核燃料開発事業団法案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

最初に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま議題としたしました両法律案審査のため、本日、原子燃料公社理事長今井美材君及び日本原子力研究所理事長丹羽周夫君を参考人として意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○矢野委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木（喜）委員 きょうおまな質問に入る前に、関連のある問題を二つお聞きしたいと思ひます。十七日、中国は最初の水爆実験の成功を発表し

ました。中国が原爆をつくってからわずか二年八月月という驚異的な早い開発で世界四番目の水爆保有国になったのでありますが、これに対して日本では、政府並びに各党、各界の人々から見解が述べられております。それぞれ政治的な立場、平和の立場から、また核爆発に対する世界の世論の立場からであります。いまわが国では、原子力の平和利用に徹しようという一大決意をもって動力炉開発を強力に進めようとしておるときであります。したがって、科学的立場から見ても、中国の水爆実験の成功をどう見るか、この点について、まず最初に科学技術庁長官の見解をお聞きしたいと思います。

○二階堂國務大臣 中共の核爆発実験は今回で六回目になるわけですが、核の爆発実験に取りかかったのが昭和三十九年ごろだといわれておりますが、以来わずか三年くらいにして水素爆弾の実験を行なうようなところまで到達したということは、これは非常な開発技術と申しますが、そういう面におきましてもテンポが非常に速い、こういうことはいえると思っております。そしてまた、人材あるいは資金、そういうものを軍事的なこうした核実験に集中して投じてきておる、その結果であらうと思っております。遺憾ながら私どもは、その詳細についてはまだ十分承知をいたしておりませんが、しかしながら非常に高い水準にまでわずかの期間において到達したということ、これは、きわめて注目すべきことであらうと考えております。

○三木（喜）委員 短日月に急速に進歩した中国の核研究開発体制についてお聞きしたいのです。

原爆、水爆の実験は、いかなる国であらうともわれわれは反対です。その点は見習うべきではございませんけれども、原子力委員会におかれては、この開発体制がどういう体制であるかということ、これはキャッチしておられるだろうと思ひます。有澤先生からお教えたいただきたいと思ひます。

○有澤説明員 中国における核爆発の開発体制につきましては、私どもはあまりよく存じておりま

せん。いろいろなことが新聞、雑誌その他にのいていわれておりますけれども、それがそのとおりであるかどうかというふうなことにつきましても全然わかっておりません。

○三木（喜）委員 原子力局長に聞きたいのです。プルトリウムより原爆を製造することは簡単にできるようなよくいわれております。また、世界の世論からいいたしましても、日本は核兵器の潜在的保有国だ、こういうこともいわれておるわけでありまして、日本としては軍事との結合は絶対やらない、そういう立場からこのことを説明しておく必要があると思うのでお聞きするのであります。プルトリウムからどのようにして原爆を製造するのですか。

○村田政府委員 私どものほうでは軍事利用関係については一切これを勉強いたしておりますので、プルトリウムが得られなかった場合にこれをどういうふうにするかは原爆になるのかということ正面から取り組んだことはないのであります。し、今後もないわけでありまして。ただ私ども担当する者として、いわば一般常識的に諸外国における報道情報等、そういうものから察するに、こういうことらしいということが言える程度でございます。その点は御了承願いたいわけでありまして、御質問のプルトリウムがどうして原爆になるかということでございますが、これまでいろいろ報道に載せられたところによりますと、プルトリウムをまずある一定量つくりまして、この一定量というのが臨界量というわけでございますが、プルトリウムの場合には、純粋のプルトリウムでございますと、この臨界量は五キロないし十キログラム、こういわれておるようでございます。それだけのプルトリウムを集めて、これをひとつところにくっつけますと爆発いたしますわけでございます。それが適当な時期に適当な形で爆発をするためには何らかの爆発装置としてのくふうが要るわけでございますが、伝えられておるところでは、二つの方法があるようでございまして、一つは、いわば標的に向かって鉄砲玉をぶち込むよ

うな形で全体の臨界量を一カ所に集めるというやり方、他の一つは、臨界量に大体なるブルトニウムを中空の球の形にいたしまして、それに必要のときに外側から火薬等で圧力を加えて中心部においてこれを密着させる、そうして爆発させるやり方、こういう二つの方法があるということがある。いろいろな情報等に載っているようでございます。

○三木(喜)委員 広島型の原爆と長崎型の原爆の説明がなされたように思うのですが、この簡単にできるというような考えから、財界あたりにブルトニウムより原爆を製造せよという意見があるように聞いておるのですが、それは事実ですか。原子力開発の軍事と結合しないところの歯どめは一体何ですか。この点についてお三方、どなたからでもけっこうですから、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○有澤説明員 原子力の平和利用と軍事利用、技術的にはどうも境がなかなかつきにくいという点もあるかと思ひます。それをさせないために、私も原子力委員会が存在している。これは基本法、設置法によってそれが定められておる。その役割が非常に重要である、こういうふうにお聞きしております。

○三木(喜)委員 次に、核拡散防止条約についてお聞きしたいと思うのです。核軍縮と原子力の平和産業についてお聞きしたいと思うのですが、核拡散防止条約と部分的核実験禁止条約と対比して、今回の条約案は不平等性が強いといわれております。原子力の平和利用、特に動力炉開発にナショナルプロジェクトとして取り組むのが国にどのような不利があるのか、これは二階堂長官からお聞きしたいと思います。

第二は、査察について商業機密に触れず、不当な蓄積をせず、爆弾に使用しないという立場を堅持する必要があるが、これはどうすればよいのか、査察について有澤先生からお聞きしたいと思ひます。

三番目に、これは局長からお聞きしたいと思ひ

ますが、五月七日英国政府は、わが国外務省国連局長あて、発電炉の燃焼資料を提出するように要求してきたという事です。文書の内容は、炉心の燃焼量チャンネル、それから月間平均燃焼度、二番目は使用済み燃料のデータ、こういうようなものらしいですが、一体わが国は原子力に対して、IAEAにかかわってAEAが査察を代行するといふような権限を英国に与えておるのかどうか。また、英国はそういう権限を持つておるのかどうか。それから日英動力炉協定において英国からこのような義務を負っているのかどうか。これも私、原子力の平和利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を読んでみましたが、それだけ最初お聞きしておきたい。

○二階堂国務大臣 ちょっと三木さん、私に対する質問、聞いておらなかったで、もう一ぺんお聞かせ願いたいのです。

○三木(喜)委員 申し上げます。核拡散防止条約というものに日本が入るといたしますなら、動力炉を開発しようとするわが国にとってどういう不利があるか、平和利用の立場からいたしますならば、査察がひつかかってくるのか、あるいは核爆発の平和利用という点がひつかかってくるのかという点ですね。日本は核爆発の平和利用というようなものはない、ここ十年ほどはないという立場を堅持しておるようですが、さすれば、やはり査察の面が私はひつかかってくるのじゃないか、これは外務大臣にまかせておく問題ではないかと思ひます。科学技術庁長官が、当然こういうものをやられたら、われわれ原子力を平和利用することを主体にしておる科学技術庁としては、どんな不利があるかといふことを一応押えてもらわなければ困ると思ひます、お聞きしておるわけです。

○二階堂国務大臣 私も、御承知のとおり、原子力の委員長をいたしております。したがって、この核拡散防止条約の問題につきましては、外務大臣とも密接な連携をとりまして、私として

も意見を外務大臣を通じて米ソ、関係諸国に伝えてもらうようにいたしておるわけでありまして。御承知のとおり、西村原子力委員が外務省の特派大使としてヨーロッパ諸国、関係諸国をお回りになった、そのときに直接お目にかかりまして、平和利用の問題、特にこの査察の問題について私どもの考え方を伝えていたしておるわけでございます。決して、決して外務大臣にまかせきりにいたしておるわけではございません。

それから、何と申しましてわが国は平和利用に限るといふ大鉄則を持つております。したがって、核拡散防止条約の内容がまだ明らかにされておきません、また新聞等の伝えるところによりまして、査察のことにつきましてはユーラシヤ諸国との関係もありまして、何かこれは抜いて出されておるような新聞情報もございますが、この査察の問題が一つ大きな問題になっておるわけでございますが、この平和利用に対して査察が、持てるものと持たざるものとの間において不平等である、これはならない、平和利用に対する研究についてはあくまでも平等でなければいかぬ、平和利用に関する阻害がもたらされるような内容のものであつてはならぬ、こういう主張を私は繰り返し申し伝えておるわけでありまして。また、核拡散防止、核爆発の平和利用の問題は、まだ今日どういふ爆発が平和利用になるのか、あるいはどこまでが軍事利用であるのかというような明確な点も明らかにされておきません。将来ほんとうにこれが平和利用に使われるのだ、そして放射能その他の被害も全然これは措置がでるのだというふうな、世界各國もそういうような確認がされて、そして安全その他についての措置が確認されるというふうな時代がまいりました場合には、これは日本も平和利用に必ずやばいと思つておるわけです。しかしながら、少なくとも現在におきましては、どこまでが平和であり、どこまでが軍事であるかというふうなこともわかつておきませんし、また、それに対する措置も明確になっておらないのでありますから、私どもといたしましては、核爆発の平和

利用といふことは現在においては考えていないわけでありまして。

○有澤説明員 日本の原子力平和利用の確保といふことは、わが国自身がこれを宣明しておるところでありますとともに、また、イギリスとかアメリカとかカナダ、あるいはIAEAというふうな関係におきまして、条約におきましても軍事利用を一切排除して平和利用に限るといふ方針になっておるのでございます。それで当該国におきましては、日本の原子力平和利用が確保されておるかどうかにつきましましていわれる査察が行なわれるわけでありまして。日本の原子力平和利用は、原子力基本法によりまして、言つてみればガラス張りの中で行なわれておりますので、外国の査察員による査察が行なわれなくても、そのこと自体においては何ら支障がないということに相なっております。ただ、その間におきまして、この査察が非常に複雑になりますと、動力炉の運転に若干支障を来たすといふふうな場合もあり得ると思はれます。

もう一つは、技術上の、秘密はないのですけれども、新しい技術を査察員によつて盗まれる、というといふ少しい過ぎでございますが、言つてみれば盗まれるおそれもないではない。そういう点が私ども、この査察関係におきまして注意すべき事項かと考えております。

それで、この点につきましては、査察の方式をどういふ方式でやるか、御承知のように、査察は書類の検査ばかりでなく、立ち入り検査もできるわけでありまして。ですから、立ち入り検査をしていただいても何らやましいところははないわけでございます。それから、差しつかえがないようなものの、あまりこまかく微に入り細にわたつて行なわれるといふことになりまして、ややもすると、特に動力炉の場合におきましては運転上の支障を来たすといふことも起こりかねないものであります。それで、一方では軍事利用でないという証明を十分でき、しかも動力炉の運転に支障を来たさないような方式、この方式をひとつ考える必要があるのではないかと思ひます。伝えられ

るところによりますと、核燃料がどういうふうにか消費されて、また一方では、どういうふうなブルトニウムが蓄積されているかというふうな事柄がオートマチックに記録できるような計器が開発されるということになりますれば、その問題は一ぺんに解決するだろう、こういうふうな考えておりますし、また、そういう計器の開発についても努力がされているということを承っておりますのであります。いま、さしあたり、査察の問題についてはそういう点を十分留意しなければならぬと思いますが、現在まで行なわれている査察におきましては、そういう支障は起こっておりません。

ただ核拡散防止条約、この内容がまだはっきりわかっておりませんから断定的に申し上げることはできませんけれども、核拡散防止条約の第一次——第二次でありますか、そこはよくわかりませんが、私どもの一応承っておりますところによりますと、査察の対象がニュークリアアクティビティーといましようか、核を使う活動、これは場合によりましては研究そのものも入ってくるかと思いますが、非常に広い対象になるおそれもあるのではないかと考えております。

また、いままでの査察でいいますと、国産の燃料を使った国産のファンリティーといいますが、施設、純国産の施設で国産の燃料を使った場合には査察の対象にならなかったわけでございますけれども、核拡散防止条約の案ではそれも対象になるというふうにいまのところ伝えられております。

そういうこともありまされども、いずれにいたしましても、日本の立場から申しますと、軍事利用は一切排除して平和利用に限定しておりますので、そしてこれらの査察は、日本において行なわれておる開発が平和利用に限られておるかどうかを主眼としている査察でございますから、査察自身についてはわれわれにとっては何ら支障はない。ただ、査察のやり方について若干問題があるはしないか、こういうふうな考えております。

○村田政府委員 東海村にあります原子力発電株式会社の子会社で、それに使用しております燃料につきましましては、日英原子力協定に基づきましてイギリスの保障措置下に置かれております。もちろん日英両国政府とも、この保障措置というものをできるだけ早く国際原子力機関の保障措置へ移しかねるということが両国の一致した見解であることを認めておるわけですが、今日まで東海発電所の建設、運転が予定より延びたというふうなこともありまして、ただいまのところは、まだイギリス政府の保障措置下に置かれておるわけでありまして、そこで、従来から、イギリスからの要求によりまして、毎月一回政府を通して東海発電所の運転状況の報告をいたしてきております。今回特に、先ほど御質問のございましたように、イギリス側から保障措置の移管が当初予定したよりもだいぶ延びておるということ、また、この協定に基づき責任を果したためには、燃料の照射歴を詳しく知る必要がある、こういった理由から、追加情報を要求してきたわけでございます。

この点につきまして、どういう根拠でそのような要求ができるかという御質問でございますが、これは日英原子力協定の第五条にございまして、原子力施設及び燃料等イギリスから購入しますものにつきましては、これを使う施設等の設計につきましましてはあらかじめイギリスの承認を受けること、それからまた、このような施設あるいは燃料が軍事目的へ転用されていまいかどうかをチェックするために、イギリス政府の命ずる査察員による査察を行なうこと、さらにまた、この原子力による運転操作につきましましての記録を保持することが義務づけられ、先方の要求があった場合にはそのような記録を提出する義務、このような内容が第五条で規定されておるわけでございますが、今回の要求はその中の記録の提出の事項に当たるものと了解しております。

これにつきましては現在関係省とも相談いたしておるところであります、私どもの考えとしては、

しましては、もともと日英両国とも、この保障措置を国際原子力機関に移すことが両者の一致した希望でもありますし、この移管の時期もそう遠くないことと思われまして、それにございましての点と、それからあわせて、今度は国際原子力機関に移管しました場合にどのような報告をすることになるか、そういった点等を勘案いたしまして、適切な措置をとりたい、こういうふうな考えております。

○三木(喜)委員 核拡散防止条約がまだ正式に議題にはのぼっておりませんが、われわれの周囲を見ましても、こういうような規制がやはり加えられようとしておるわけでありまして、なお、原子炉を導入いたしますと、勢いこういう手かせ足かせがはまるということが私たちははつきりしてきたわけなんですけれども、大臣、できましたら、御答弁のありましたように平等でなければならぬというふうな論調なことをおっしゃらぬで、大臣としてやはり不利な点はひとつインドとかあるいはドイツとか、平和利用しかやらないというふうな国——ドイツはまた別問題かもしれないが、こういうところのはひとつお互いに協調して、そういう不利なことのないような主張を続けてもらわなければならないと思います。

それからもう一、二不利な点をあげたいと思うのです。核拡散防止条約を成立させることによつて、非核保有国の核兵器の製造を禁止する、これはもちろんですが、核活動を国際査察というもので押えて、米ソの核燃料、原子力発電プラントを輸出するという裏の意味があると私は思うのです。そういう点はどうか。この点は有澤先生、ひとつお願いします。

○有澤説明員 核拡散防止条約で米ソが動力炉の輸出をはかっているという御質問かと思っておりますが、その点は、査察の点はやかましく申しておりますけれども、輸出の点については別に何も制限を加えておるわけではないし、また日本側のほうから申しましても、日本で平和利用のために動力炉を開発するとか、その他の原子力平和利用を進

めることにつきましては、別に規制があるわけはありません。

○三木(喜)委員 次に、アメリカ政府は核燃料の民有化を認めております。民間ではいまやウラン・ウムの鉱床の手当てをし、大規模な核燃料の確保につとめているようです。ウラン・ウム・精鉱、イエローケーキの段階でしよるが、国際価格がポンド当たり四・五ドルから八ドル近くはね上がっております。民有化こそ私は商売の手段ではないかと思っております。前の私の質問に有澤先生は、核拡散防止条約や査察というものは日本の原子力の平和利用、いわゆる動力炉の開発に何ら支障がない、このように言われておりますけれども、私は手かせ足かせがはまるんじゃないか、そういう気がしてならないわけなんです。そういう裏面があるような気がするわけです。核兵器の独占をねらうとともに、平和利用の面でもこれら二国が世界制覇をねらっておるんじゃないか、——イギリスも入れば、そういう気がするわけなんです。これは別の問題かもしれませんが、燃料の民有化というものに踏み切ったアメリカにおいては、すでにこういうふうに燃料の価格が高騰しておりますし、それを受けて日本がアメリカから燃料を買わなければならない、こういうことになってまいりますと、民有化というものにすでにそういうアメリカの意図がはつきりと出てきておる、私はこう思うわけです。

○有澤説明員 アメリカの核燃料の民有化はアメリカの核燃料の独占政策の一つのあらわれじゃないか、こういう御質問のようでございますが、アメリカの濃縮ウランについて考えますならば、現在非常に安い、グラム当たり十ドルの濃縮ウランを供給するというような国は、ほかには世界にありません。その意味においては、もうすでにその点のアメリカの独占はほとんど確定的になっております。イギリスが最近かなり大規模な濃縮ウラン工場を運転するようになっておりますので、イギリスからもあるいは供給を受けられるかもしれませんが、まだその点が、どの程度の値段で

どうだとかいうことははっきりしておりません。いずれにしても濃縮ウランの供給におきましては、アメリカの支配的な地位があるわけでございまして、これは固有になっておりますが、かりにやがて民有化いたしましたも、私はこの点においては別にそうたいして変わりがないのだと思ひます。私どもは濃縮ウランだけに依存しておる動力炉が日本で非常に増大するということにつきましては、これは十分の考慮を払わなければならぬ傾向だと思つております。それがために私どもも、高速増殖炉であるとかあるいは新型転換炉を自主的にこの際開発したい、こういう考え方に相なっております。

○三木(喜)委員 動力炉開発については、燃料というものは欠かすことのできないものでありますから、これがすでにアメリカでは民有化したために値段が高騰した、こういうことになっておるやうです。日本でも民有化をすれば、いろいろな問題が私に起こると思ふ。値段の問題もあるでしようし、あるいは供給の問題も起こってくるでしようし、さらに安全性の問題も起こってくると思ふのです。これはこの前のときに質問が出ておりました。したがって、私はその点にくどく触れませんが、アメリカがやっておるから日本がやるといふのでは、私はまだ時期尚早ではないかと思ふ。四十一年にこれはすでに閣議で決定したんだ、こういうことですけれども、公社法によつても、あるいは原子力基本法によつても、これは総合的な管理ということが法にうたれておるわけなんでありまして。私は日本が国策として動力炉を開発するという段階においては、燃料は国の力で絶対にしっかり確保しなければならぬ、こういう基本線を持つております。後ほど燃料の問題について触れますから、核拡散防止条約に関連した質問はこれくらいにおいて、主題に移りたいと思ひます。

これはひとつ大臣にお聞きしたいのですが、この間から当委員会において、動力炉と核燃料開発

体制について各委員の質問がありました。その答弁を聞いて、私は二、三非常に気になる点があるのをお聞きしておきたいと思ふのです。

まず第一は、去る六月十五日の吉田委員の質問であります。今回の動力炉・核燃料開発事業団について、燃料公社など合併吸収しないで別の事業団をつくり、総合的計画を推進していきたいという、いまだで言つていた方針と全然異なるじゃないかという、そういう質問に対して、有澤先生は三つの重要な発言をされております。その一つは、原子力委員会は、動力炉開発をやる事業団をつくりたい、ぜひ実行されるよう総理に意見を述べておられるのです。法の規定は、原子力委員会の決定を総理は尊重しなければならないことになっておりますが、これは尊重していかないことになる。これが一つの要素であります。二階堂長官は、あなたは原子力委員長です。これではこの間から原子力委員会の力とか、あるいはパワーをつけよとか言われておりますが、現実の姿では一体どうなるのかということですが、

第二は、これに対して総理は、考え方はよくわかるけれども、公社、公団、特殊法人をつくらない方針をきめておるのだからというのであります。そこで新事業団が今回の形になったようでありまして、しかし事実はどうですか。中小企業振興事業団、外資振興公団、石油開発公団が新設されようとしておるのです。総理は、これは食言したことにはならないですか。それとも力で押したものが勝ちを制した結果ですか。それなら二階堂長官の力が足らないといわれてもしかたがないわけですが、

私は、一國の科学と技術の振興と革新、それに産業の興隆を決する第四のエネルギー源としての動力炉開発について、さきに述べた三つの公団、事業団より値打ちがないものと判定されておるといふことが問題だと思ふのです。失礼ですが、長官、これぐらいのものを誠意を込めてなぜあなた

は総理に主張したり、あるいは自民党の中の政調会の行政調査会にこの主張を通されなかったのか

すか。私は非常に悔やまれてならないわけですが、この二つの点について長官の考えを聞きたいと思ひます。

○二階堂(喜)大臣 この新事業団ができるに至る経緯につきましては、私が長官に就任する以前から、原子力委員会等においても一つの案を持つておられたやうであります。それはいま三木さんがおっしゃったとおり、原子力研究所があるし、燃料公社があるし、その上にもう一つ新しい事業団をつくる、こういうお考えがあったことも私は就任してお聞きをいたしましたわけでありまして、

しかし、さつき三木さんがお述べになりましたとおり、総理の考え方も、臨調の答申を尊重する、新しい事業団は一切認めない、もしつくる場合には整理をせよ。そうするならば、新しいものをつくるについても数がふえないのだ。こういう強い臨調の答申もあつて、それを総理も尊重するといふことをいわれておるわけでありまして。私の政治力が足らなかつた、遺憾だ、これはまあそれに尽きるかも知れませんが、しかし、新しい原子力の平和利用の開発については、日本は燃料の対策等から考えてみましても、また先進諸国の進んでおる状態を考慮してみましても、自主的に、積極的に取り組んでいかなければどうにもならないといふきわめて現実的な強い要求もあるわけであり

ます。

こういう一方においては、新しい事業団をよけいつくつてはならぬ、あるいは一方においては国家的要請において新しいものを、自主的開発をするものをどうしてもつくらなければならぬという新しい要請がある。これらのことをいろいろ、原子力委員の有澤先生を中心としての従来からの主張もありましたし、議論もいたしました。また党内におきましても、いろいろな議論もいたしました。これはたいへんな議論をした結果、やはりそういうものもある意見が断然あつたとして、とにかく核燃料が国有から民有化になるといふ事態を迎えておるときでもありますので、しかし燃料は新しい動力炉開発と不可分一体となつて関連性を強く持つておるものでもありますから、動力炉開発を積極的に自主的にやるというこの事業団の中に、欠くことのできない燃料公社をひとつ一緒にして、発展的解消を行なつて、そうして燃料についても、あるいは動力炉の自主的開発についても積極的に取り組もう、こういうことで実は最終的には私の判断によつて意見をまとめて、そして大蔵省との折衝に入つたわけであり

ます。大蔵省のほうにおかれましても、いろいろな議論がありましたが、結局私どもの主張を認めて、新しい法人をつくるということには賛成しやう、こういうことで今回のこの事業団の法律を御審議願うことになつたわけでありまして、私は燃料公社と原子力研究所と二つあつて、その上にもう一つ新しい、いま申し上げたやうな形のものでできることが理想的ではなかつたかといふことは、いまもつて考えておりますけれども、しかし、予算の編成時において、しかもせつぱ詰まつた時期でもありますし、私が就任いたしましたのは十二月でありまして、そういう時期でもありましたが、またあわせて臨調等の強い意見もありましたので、まあ板ばさみになつて非常に困りましたけれども、しかし、とにかくもうそういうことでこの事業団が一年ないし二年おくれることは、わが國の産業の基礎を強化するという高い見地からいつても、これはゆるがせにできることではない、私はこういう決意をいたしました。いろいろな御批判はありましようけれども、こういうこと

の形を整えて積極的に取り組んでいくことがまず何よりも大事なことで、こういう決意をいたしましたやうなわけでありまして、その点はひとつ政府の立場もよく御了承くださるようお願い申し上げます。

○三木(喜)委員 動力炉開発の高次な目的というものは、これはだれもみなわかつておるのですし、それからいま申し述べられたやうなお題目は、あるいはまた弁明はよくわかつておるのです。そうではなくて、いまおっしゃつた積極的に取り組む態度として、この動力炉開発事業団とい

うものをつくるのだとおっしゃいますけれども、それは違っておるんだ。それは積極的でありませんよ。やむを得ずそこに妥協しただけの話です。私はそう思います。

そして私の聞き捨てならぬ、という言い方は悪いかもしれないけれども、この間の吉田委員の質問に対して有澤先生が、いままではこれにこらえられたような発言をされておりましたけれども、こんなことを言っておられる。これは冗漫ですけれども読みますよ。聞いてください。動力炉の開発をやる事業団、そういう特殊法人をこの際設立することである、こういうふうに一応考えたわけであります。それから、そのことを一応総理に、これはまだ総理に答申といましようか、委員会の決定を伝達するという意味ではないのですが、その考え方について総理の意見を聞いたのです。私どもはこういうふうに考えておりますから、ぜひそれをひとつ実行してもらうようにお考え願いたいということを申し上げました。すなわち、原燃と原研の上に事業団をつくるという考えだと思っております。こういうことをお願いしますという——これは私は有澤先生の態度も非常に弱いと思うのです。さきには中曽根委員が、有澤先生という保守的ですねと言われておりましたが、私はここでは態度が非常に弱いと思う。何でこんなことを代表してやられておるのですか。法律にきちっと原子力委員会の一つの権限として規定してあるじゃないですか。こういう態度でお願いします。頼みます、拝みますで行かれて、その結果、長官、こういうことでですよ。総理は、その考え方はよくわかるが、しかし政府の方針としても、新しく事業団といましようか、公社、公団、特殊法人をつくらないという方針をきめておるのだからお話から、そこに一つの問題点があるのだ、こういうお話でございました。ああけっこうです、そうですかと引き下がられたところが私は問題だと思う。片方では新設をやっておるじゃないですか。今度の場合は、科学技術庁関係だけでは一つやりかえた

だけの話です。新設と違ひのです。一方、先が申しましたように、三つは、新設しないと言ひながら完全に新設しておるじゃないですか。これだけ総理の食言と言つても私は言い過ぎではないと思ふのです。これであらうですかといつて下がられたことは、結局、有澤先生、あなただまされたことになつてゐるんですよ。また二階堂長官も、こういうことですから、私は積極的にやつてまいりました、予算編成の時期が迫つておりましたから、前向きにしっかりとやらなければいかぬと思ひましたからやりました、それは妥協の産物で、妥協されたことはりつぱだと思ひます。その妥協のしかたはうまかつたと思ひますけれども、積極的にやられたとは私は思ひません。こういった泣き言を最初から述べなければならぬような事業団も、一體どないになるのですか。私は、これは最も惜けない出発だと思ひます。原子力委員会の委員長代理の有澤先生が、こういうようなことを言つて、そしてあのほうはどうなりましたか。「内面的なお話を申し上げることは控えますけれども、相当激論をいたしました。委員会はしばしば危機に陥つたことは事実であります。」こうおつしやつてゐる。こういう危機におとしれておいて、いまからはあ、そうですか、こんなものをつくりますといううなものを幾ら形を整えてみても、魂が入つていないじゃないですか。私はそれを言ひたいのです。このことは総理が食言したところにはなりませんか。つくりませんから、あなたのところはしんぼうしてください、こうだつたのの上につくつて、そうして原燃を合併するか吸収するかといううなかつつで、一つ一つを相殺さしていままでどおりのかつつにしよう。こつちではこれがかつこつきました、国の方針、臨調の方針に沿つたわけでありませう。それなのに、片方ではたくさん次々とつくつていく、こういう事態が出てまいつたわけでありませう。私は、そのことをまず大臣にひとつ腹に入れてもらつて、こんな状態ではいかぬということを総理に主張しても

らいたい。いまからも主張してもらいたいと思うのですよ。私たちは、あとで申し上げますけれども、原子力委員会が二年近くもああでもない、こうでもない言うて、その結果つくり上げられた、積み上げられたいわゆる事業団というものです。ね、この方式を支持したいと思うのです。一方、絶対につくらぬのなら、あなた方が出されておるこの原案には賛成せざるを得ないと思うのですけれども、一方で現にいま申し上げたように三つつくっておるじゃないですか。そういう状況を踏まえて、大臣どうですか、中小企業振興事業団、外貿埠頭公団、石油開発公団、こういうものを新設しておるじゃないですか。これは何ということですか。その点をお聞きしておるわけなんです。

○二階堂國務大臣　私が言ったことが積極的になつておらぬじゃないかということでございますが、私は少し意見を異にするのです。法人を新しくつくるつくらぬは非常に問題があったわけであります。いまお述べになりました通産省関係でありますか、一つの公団等も、既存のものを全部認めてその上に新しいものをつくったんだというふうに理解をされておいででございますけれども、これはやはりあるものを一つ整理して、そして一つの新しいものをつくった、こういうことになつておるようでございます。石油資源開発公団は特殊会社の石油資源開発会社を改組して、また中小企業技術振興事業団は特殊法人の中小企業指導センターを改組してつくつておる、こういうことでございます。これはほかの関係の省にかかわることでございますから、私もがとやかくここで言うのもどうかと思いますけれども、しかし全く新しいものが新設されたというわけではないと思いますし、また環境衛生の金庫あるいは運輸省関係の外貨逋頭公団、これはまあ新しくできたのではないかと思ひますけれども、そんなところで新しいものをつくつておるのに、なぜおまえのところはできなかったのか、これは自主的じゃないじゃないか、あるいは積極的じゃないじゃないか、こういうふうにおしかりでございますが、理想から

申しますと、私は先ほど申し上げましたごとく、もう一つ新しいものができたほうがよかったとは思いますが、しかし、私も政府の一員でありますし、また、原子力委員会の立場も原子力委員長として考えないわけでもなかったわけですが、非常に難儀をしたということだけはひとつお認めを願いたいと思います。私は、新しい事業団を、それじゃ新しいものををつくるという主張していきますと、大蔵省も率直に申しまして非常な抵抗をいたしておりましたし、時間的にも、やはり強腰の主張ばかりしておると、結局できないことになってしまったのではないかとという心配も当時非常に深かったというわけです。そうしますと一つのものををつくるということが先決である。魂が入っておらぬじゃないか、こういうことでありますけれども、今度事業団法という一つの法律を御審議願っておりますが、これにやはり一つの魂を入れるし、また主体を保持して自主的開発をやるという一つの事業団ができてきますことは積極的に取り組み姿勢だ、こういうふうには私は考えております。できなかったらどうなったのかと考えますと、これはたいへんなことになったと思う。それをとにもかくにも、いろんな御批判あるいは御議論がありましようけれども、一つのものををつくり上げた、またつくり上げるべくいま御審議願っております。まだできておりませんけれども、これをつくり上げることによって新しい動力炉の開発というものが進んでいく。産業界の意見もぜひこれをつくれ。最終的には原子力委員会の有澤先生たちのほうとも議論はいたしましたけれども、これをつくることだ、としこの事業団というものができなければ、もう原子力開発の将来は全く心配にたえない、憂慮にたえないという事態すら考えざるを得ないのだから、とにもかくにもこういうものを一つつくって、そしてこれに魂がないと言うが、私どもは魂が入っておると思いますけれども、そして自主的な積極的な開発体制をつくるのだ、こういうことが先決じゃないか、こういうことでございましたので、非常に私は難儀をいたし、積極的はこの問題に取り組んできたとい

うことだけは、ひとつ私の苦衷もお察しくさうして、そう頭から、積極性がない、魂がない、こうおっしゃるぬようにひとつお願い申し上げたいと思います。

○三木(喜)委員　そう大臣から言われると言うことばがないのですけれども、しかし、そういうような解釈が違ふとか、私はこう努力して苦勞したとか言うが、苦勞はみんなつきのものです。そういうことがこの事業団の出発に對するところの大きな推進役をするかということです。私はやっぱり意気込みやら熱意やらだと思ふのです。その意気込みと熱意がやがて次々と連鎖反應を起こして、そして事業団のほんとうの成功が待ちえられると思ふのですけれども、こういう熱意あるいは意気込みというものが説得の段階で全然なかつたのじゃないかと思ふのです。いま申し述べました環境衛生金融公庫とか外貨留保公庫なんか、これは新しくつくつていますよ。こんなものをつくられておいて、有澤先生もよう引き下がつてこれだですね。これであなた納得しない、この二つはつくりなれないだからということだったのではありません。しかしちゃんとつくつておるじゃないですか。つくつておいて、ああそれでございませうか。いつてあなた引き下がつてこれだ、それをうしろにおくところの原子力委員長は、いや私はああでもないです、こうでもないです、苦勞した、私の苦衷を察してくださいとまるで女房の恋づきみみたいな言い方をされた。昔の恋づきみが出てきて、その言いわけをしておるみたいなんです。そんなことは何らそれに対するところの本筋ではありませんよ。だから私は申し上げておるのです。総理のこゝろは食言ではありませんか。この有澤先生とのやりとりの中では食言のきらいがあると私は思ふのです。それを長官に聞いておるわけですから。後に総理がまたおいでになりますから、私はここを聞いておきたい。

○有澤説明員　私が前回の委員会でも答弁をいたしましたことばがたいへん議論の種になつておるようでありまして、総理にお目にかかつて私どもの

意向をお伝えいたしましたことは、前回お話し申し上げたとおりでございます。その後のいろいろ政府のほうの考え方も明らかにいたしました。その明らかになつたところによりまして、ただいま長官からお話がありましたように、新しい公社公団はつくりないうちに、つまり増加するような公社公団をつくることは方針として困る、こういうことが明らかにになりました。そこで私どもの委員会では、そういうものにおいて、それではどういふふうに動力炉開発の主体をつくつていったらいいだろうかということを検討いたしましたわけでございます。それまではむしろ動力炉の開発には、中核になる組織、体制というものが必要であるということでありました。したがつてその意味からいへば、この動力炉の開発の新たな人をつくらう、こういう考え方がなつておつたわけでございます。いま、政府の方針もあることでございますから、それとの関係においてどういふふうな本格的な組織をつくつていくかということにつきまして、前回申し上げましたように、委員会の中でたいへん議論が行なわれたわけでございます。しかし私もとしましては、この動力炉の開発をどうしてもやりたい、またやるべきであるという、これがまず第一の念願でございます。そこでその念願に立つて考えますと、燃料公社も、だんだん十年もたつてきた今日におきましては、燃料関係の事情も違つてまいりましたので、燃料公社につきましてもある改組の時期に立ち至つておる、そういう点から考えますと、燃料公社とこの事業団とを一緒にしてそこに一つの事業団というものを考えることもできはしないか、そのことによつて動力炉の開発に支障を来すということがあつては困るけれども、むしろ動力炉の開発にあたりましては、燃料の開発ということと不可分の関係にもありますので、その燃料公社と一緒にたつ動力炉開発の事業団をつくり上げようということは、動力炉開発にとりまして何ら支障のないのみならず、むしろある意味からいへば、この燃料公社と一緒にすることによつて燃料開発をも一緒にこれを進める

ことができる、こういうふうな考え方になりました。委員会の決定いたしましたのは、そういう決定に相なつたわけでございます。しかしいま御指摘のありましたように……。

○三木(喜)委員　途中ですけれども、あとでまた質問をしますから、その点はそのくらいにしておいてください。

○有澤説明員　それでは簡単に申し上げますけれども、たいへん重要な話のようですから……。

ただいま御意見がありましたように、これがために動力炉開発の熱意が阻害されるということがあつてはたいへんだと私も考えまして、そこで前の懇談会のときのメンバーであつた人々、あるいは大学の先生、あるいは原子力関係の評論家、あるいは原産というふうな方面の人々の御意見も聞いてみました。そうしましたら、いやこの燃料公社と一緒にした形ではひつと進めたい、進めるべきである、こういう強い御意見でありました。それでありまして、私どもの委員会での決定も、いま御心配になりましたような動力炉開発の意欲というものがそれによつて阻害されるという心配が全くないかと私も判断をいたしました。そういう形で、この動力炉・核燃料開発事業団というものの法案をつくることになつたわけでございます。あと環境衛生の関係とかそれから埠頭の段階になつてそういうものが飛び込んでまいつたわけでございますので、それが飛び込んでまいつたからといって、私どもの決定をいまだ変える、これはだまされたから変える必要があるというふうには、私も考えませんでした。そういう事情になつておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

○三木(喜)委員　私は有澤先生に聞いたのでなかつたのですけれども、御答弁いただいてしまつたのですが、私は大臣に、総理はやはり信念をもつて公社公団はつくりないうという考えを持つて

おられたと思ふのです。それで皆さん方も納得して帰つてきた。ところが、あとだろが先だろが、つくつたことは事実です。二つ新しいものができたのですから、こういうことは政治家の食言にならぬかというのを大臣に聞いておるわけなんです。どうですか。

○三階堂國務大臣　総理が強く主張されたことは、それは新しい事業団とか法人はつくりないうにという臨調の答申を尊重するというたてまえですが、いままでなされた答申が一〇〇%全部そのまま実施をされておるかという、しばしばはかのことも国会において御指摘されておるとおり尊重されておらないのではないかと御批判もあるわけでございます。これは率直に申しまして遺憾であつたと私も思ひますが、しかしいろいろな議論があるし、国民のほうから要請があるし、なかなかこうだと鉄則をきめてもそのとおりやれないというのが政治の現実ではなからうかと思つております。私はそういうところですべて妥協していいというふうには考えません。総理の御意思はとにかく、何十も新しい法人をつくるという動きがあつたということとは事実なんです。その中で一つか二つ――二つですか新しいものができた。ほかのものは、あるものを統合して一つのものでできたということになつておりますけれども、三、四十あつたと思ひます。この新しい法人の要求があつた、その中で二つですから、この二つができたからといって――私は、純粹な議論からいふと、それも食言じゃないかとおっしゃることともわからぬでもありませんけれども、そういう実情等を考慮してみまして、当時の三、四十もつづれという強い要求の中で、整理統合すべきものは整理統合して、その中で新しいものが二つできた、こういうことですから、私はそれが総理の食言につながるのだ、食言だというふうには解しておりません。

○三木(喜)委員　内閣の総理大臣のことですから、同じ内閣におられる大臣として、それは食言でございます、私はかくのごとくおつておりますと

いうことは言えないでしょう。しかしながら、四十ほどという公社公園を出してきておいて、その中の二つだからという言い方はどうかと思えますね。その数の問題ではないですよ。質の問題を私は言っておるわけなんです。どっちがウエイトが高いか、総理大臣はどっちのほうをウエイトを高く考えたかということになると、先がた申しました環境衛生金融公庫のほうを——これは聞くところによると、たいへんな圧力団体が押しまくってやった公庫らしいじゃないですか。それと、一國の運命を決定するにあつた方が絶えず主張されてきた非常に重要な法律案、そういうものを踏まえておいて、しかも科学技術庁はビッグサイエンスとこれから取り組まなければならぬのですよ。この門出のこれは大事な法律案じゃないですか。それをたった二つという、その二つという教よりも質ですよ。問題はどっちの質を大事に考えるかという、そういう主張を大臣はなされなかつたのかということをお私に遺憾に思ふのですよ。それと、子供をだますように総理がそんなこと言われたら、たいへんなことだと思ふのです。二つだから、しておけ、こんなことなら、子供だましもはなはだしいじゃないですか。私はしつこく言うようですよ。これは一番根底をなすところの考え方ですよ。だから申し上げるのです。それは言いにくいでしょう。総理のことです。それから、それは食言だった、えらい遺憾に思ふすという言ひは言いにくいと思ひますけれども、それを言ひなさい。言つて、いまからでもいいですから、これをやりかえるくらいの意気込みを持ってやらなんだら、これはできませんよ。有澤先生は、いま私、質問しなかつたんですけれども、はしなくも言われた。あつちこち相談してみたら、ユーザーあたりもそれでよろしい、やりなさいと言われたから、勇気百倍してやつたといういきさつですけれども、しかし、どうですか。ユーザーの言うておるのは別のことでですよ。あとで触れますけれども、(有澤説明員「ユーザーばかりではありません。」と呼ぶ)それはそうで

しょうけれども、別の意味が多く入っているのです。これは一番初めに、不純なものが入っているということを言つたのは、こういうことです。そういうことで勇気を百倍されたら、下人民の、民の心を知らぬことはなほだしいと思ふのです。有澤先生も上のほうへ上がつてしまつて、民の心を知らぬようになってしまつては悲しいことです。下のほうの人はそんなことを言つて、非常に動揺しております。中には、長いものに巻かれる主義であきらめていられる人もありますけれども、心ある者は、これは残念なことだとみんな思つております。それくらいのことでは、この際、私は言つていただきたいと思ふのです。

有澤先生に一つ御質問申し上げます。われわれはかねてから、新しい動力炉開発、新しい核燃料の開発は、動力資源の乏しい日本としては至上命令だと考えているのです。科学技術対策特別委員会でも、前々から、岡、原委員長を出して、与野党の別なく協力して今日までやってきたのです。わが国が初めての大事業にこれから取り組むわけなんです。協力したいのですけれども、六月十五日の有澤先生の答弁は何と言つておられるのですか。委員会では激論をし、しばしば危機におちいつたことは事実です、大事業の前にはしんぼうせいという呼びかけに応じて立ち上がった人々に、もう一べん幻滅を感じさせ、くたくたにしてはならないという言ひを言つておられるわけがあります。しかしながら、身を殺して仁をなすという言ひは考えられ、そんな悲壯感だけでこんなものはできないわけでは、それよりも、内面的な話では差し控えると言つておられますが、私はここで内面的な話をしてもいいと思ひます。委員会の中でどんなことが論議されたか、それで私たちがもうだつたのかという気持ちに立つて、初めて国の大事業に取り組む与野党の姿勢がでるのじゃないんですか。こんなベールをかぶせたまま協力せよ、法案だけ早く通せば、私たちは協力できないのです。そういうことを申し上げてい

るので、きょうはひとつじつと腰を落ちつけて——お昼が来ておりますが、そんなところではありません。ひとつ腹を据えて、どんな悲壯な決意に立たれたのか、また内面的にどんな激論をされたのか、しばしばどんな危機におちいつたのか、それをひとつ聞かせていただきたいのです。有澤先生の円満な考え方から、まあまあ主義で、妥協の産物を後生大事に、とらの子のようにせられる気持ちもわからぬことはありません。しかし、その三つの点はやはり明らかにしていただきたいと思ひます。これは先生にお聞きしておきたいと思ひます。

○有澤説明員 今回の法案の骨子を決定するにあたりましての原子力委員会で行なわれました議論のことでございますが、議論といたしましては、われわれのほうでは、長らくの間、中核的な動力炉開発の組織をつくりたいと考えて、それがため開発事業団をつくらう、こういうふうな考え方と大進んでまいりましたけれども、いま政府の方針といたしましては、新しく増加するような事業団をつくることはこの際好ましくないという御意向がはつきりいたしましたので、その問題とわれわれの考え方とをどういうふう調整するか、こういう点が議論の中心になつたわけでございます。むろん、純粹理論的に、また理論的に申しますならば、われわれが事業団をつくらうといふ考へていたのだから、そのとおりやるべきである。つまりその点で玉碎すべきである、こういう議論をされる方もおりました。しかし、玉碎をすることはいとも容易であるけれども、それで事情が済んだと考えるのは間違つていふのじゃないか、そういう議論もありました。その中で、先ほど御引用いただきましたように、われわれ自身が、動力炉の開発はナショナルインテレストを守る上から必要であるという呼びかけをしたんだ、そうして幸いにも各界でこの呼びかけに大きな呼応というか、レスポンスがあつた。それなのにここでわれわれが自分たちの「何と申しますか、いさぎよい態度をとらうとするあまり、この動力炉開発とい

うもののプロジェクトがだめになつたならば、これはわれわれ自身呼びかけたものとして、それに対してレスポンスされた方々に対してはなほだ相済まないのではないかと。つまり、もしこのときにおいてわれわれがただ単に理論的な、純理論的な考え方の方に終始するならば、そうしてそのこととに相なりませう、これは自分の身を切らうとするだけで、ほんとうは国のナショナルインテレストに対する責任を果たしたものでないじゃないか、こういう議論も行なわれました。そうして何回かそういういろいろな議論が戦わされました。あけく、先ほど申し上げましたように、この燃料公社と合体した形において事業団を形成することは、われわれが本来考へている動力炉開発の事業を推進する上において何ら支障がないのみならず、また、場合によりましては、はるかにそのほうが燃料開発とともに一体としてこれを行なうことができる点から考へてみても、動力炉の研究開発の中核体として、今回法案で提案されているような形の事業団をつくることは、むしろいいのではないかと、ちつとも差しつかえがないのではないかと、こういう結論に最終的には到達いたしましたわけでございます。一応われわれはそういう決定をいたしましたけれども、さらに各界の方々の——これは単にユーザーばかりではございませんで、大学のほうの協力も得なければなりませんし、また、研究所の協力も得なければなりませんし、また、何といひますか、世論の——世論といひましても、評論家でございますけれども、評論家たちの御意見も聞いて見るがよろうというところになりまして、それで聞きまして、われわれの決定はこの際においては全く正しい、こういう御激励を受けただけのことでございます。でありますから、私も最初には確かに動力炉の事業団一本やりで進もうという言ひを持つておりましたけれども、そういう形でできたことを決して悔やんでおるわけではございません。

○三木(喜)委員 有澤先生のお話を承って、なるほど苦境に立って、そうしてそれをどのように打開し、まため上げようかという御苦心のほどはわかりました。しかしながら、確かに現状の上でどういふことを来たしているかというところの判断、将来行きつくであろうというところの支障の見通しというものが私はこの際必要だと思つて、木に竹をついたとは言いませんけれども、こういう妥協の産物のために——私は後ほどお聞きしたいのですが、現状でもだいたいどうぶだ、こゝろおっしゃいますけれども、私たちは食ひ違いがあると思つて、そういうようなイスカのはしの食ひ違いができて、へたなクロスワードパズルをやると、こゝろだけは合わしたけれども、開発の意欲にさおさしていくところがなかった、こういうような結果になるのじゃないかと思つて、非常に私は心配しておるわけです。いま先生に御苦心されたとか激論されたとかいうところをもっとざつとばらんに言つてくれ、こう言いましたけれども、これは言えないだらうと思つて、時間にも限りがありますし、また内容もはばかられる点もあらうかと思つて、与党の方もおられますが、私たちも一生懸命協力します。だから、大臣も、それから有澤先生も局長も出ていただいて、一ぺんどうしたらいいかというのを、懇談会を持つて、練り上げてみたいと思つて、以下まだ不審な点もたくさんありますので、それを明らかにしておいてから、そういうことをひとつやつていただきたいと思います。とにかく、法案を通過することだけを念頭に置かずに、どうすればいいものかできて、みんなが協力して喜んでやつていけるかというものをしなければいけません。いや、かと思つて、まあ、とにかくそういう意味合いで、あとの問題をお聞きしたいと思つて、

大事だと思つて、そういう面でも、今回の国是も立てられたと思つて、しかし、過去十年間にやつてまいりました原子力の開発の体制は、決して成功だったとは言えないわけですね。そこで今回、動力炉の自主開発、核燃料を自分の手で持つという大問題を掲げたわけでありまして、さきにも申し上げましたように、出発から計画に狂いが出た。先般の質問を通して、有澤先生や原子力局長の答弁で、濃縮ウラン、天然ウランの入手計画はうまくいくはずができておるようで、具体的に海外の探鉱あるいは採掘に進出をしようとする企業もあるというのを聞いて、燃料の面ではある程度の安心を持つておられます。しかしながら、予算面と動力炉の技術開発のあり方に、具体性を欠いておるうらみも非常に深いのです。まず第一に、予算面で二階堂長官に私はお伺いしたいと思つて、先がたから長官も言つておられますように、一國の伸展と運命に關するような大國策を遂行するのには、なせ長期の総合的予算の見通しを持たないのですか。二千億必要だらうと言われるのは、炉の開発主体の経費ではないかと私は思つて、道路計画何年計画、住宅計画何年計画、そして長期資金の見通しを政府は立てておるのです。なにかんなく、三次防衛は二兆三千億も、国防会議という一國の首脳を集めた会議で、膨大な資金を計画しておるわけでありまして、動力炉開発計画こそ私は一國の産業を守り育てる平和の一大国防計画ではないかと思つて、そして国民生活を向上させること、この活力源だと思つて、本家だと思つて、この本流を認識して、二千億の金の見通しを持つておられる、これは足りないと思つて、こんなことでは先の見通しが非常に心細いと思つておられます。佐々木良作委員の質問の中にもありましたように、民間の探鉱のリスクや電気業界の開発面のリスクなど、総合的な長期資金計画をなせ立てないのか。防衛予算は堂々と立てておられるのに、こちらは何でこんなに日陰の子を育てるような形でやられておられるのか。私は

は第一にこれが予算面で氣に食わぬのです。その点で二階堂長官からひとつお考えを聞かしていただきたいと思つて、

○二階堂國務大臣 私は三木さんのおっしゃることもわからぬではありませんが、この新しい動力炉の開発につきましても、原子力委員会におきましても、長期にわたる開発計画を立てておられるわけでありまして、それに必要な金が二千億要る、こういうことでございます。これからどんな開発技術が進んでまいりますから、それに迫いつくような体制を整えるためにはもつともつと金が必要で、私も私はわからぬでもございせんが、とりあえずことしから新しい事業団をつくつて、そして自主的な動力炉開発を進めていくのには、先ほど申し上げましたような二十年にわたる長期計画を立てて、そしてこれに所要の資金が二千億要るのだ、こういうたてまえでございまして、一応この資金の計画は、私はこれで十分だと思つておりませんけれども、めどを立てて進めていっているつもりでございます。

なおまた、詳しいことは局長から答弁させることにいたします。

○三木(喜)委員 局長の答弁はよろしいです。時間がないですから、決意だけ述べてもらつたらいいわけですね。

長官、私が申し上げるのはこういうことなんです。こういう大プロジェクトには長期の資金計画というものが当然必要だらうと思つて、それも開発主体の問題だけではなくて、各般にわたつて資金計画を立てておかなかつたら、単年度予算、単年度予算でやっていかれたら、何割増した、何割減だということになって、こんな計画はできないですよ。そういう意味合いで申し上げるのです、これはいまからでもおそくないと私は思つて、そういう長期計画の上に立つた資金計画を立ててもらいたいと思つて、それでなかつたらたよりのうてしかたがないわけですね。

次に、開発主体の動力炉の問題ですが、ずっとまとめて質問いたしますから、ひとつづつ御答

弁いただきたいと思つて、

四十一年の五月の動力炉開発基本方針、それから動力炉開発臨時推進本部、そして今回の基本方針によつて新型転換炉、高速増殖炉開発スケジュールはわかりました。しかし、さきにも申しましたように、今回の計画は波打ちぎわで計画を変更したために食ひ違いができて、へたなクロスワードのごろ合わせだと私申し上げましたけれども、この計画は、一九八〇年というタイムリミットを先に置いて、それから逆算して計算が出てくるような感じがするのです。どういふオーダーでやるのか、議論が一向されていらない感じがします。自主開発というのなら、もっと親切に、外国では現在どういふものをやつて、どうなつてゐるかというのを対比しながらステップをきめてやるべきだと私は思つて、有澤路線というものがずれてゐるようになつてしまつたが、二階堂長官のお答えを私はお願いしたいと思つて、

次に、有澤先生と村田原子力局長にはつきり言つてほしいのですが、私は、有澤路線がずれた、このままではずらされてしまふのではないかと、悪くすると十年前の原子力開発のコンパターの輸入競争にならないかと心配するのです。これは佐々木委員からも指摘されておりましたが、今回の事業団は何をするのか、ファンクションを一つきめていただく、どういふ人を連れてきて、どういふ組織でやるのか、これが第一の質問です。

前々回の質問にもありましたように、メーカーやユーザの目が軽水炉に向かつてゐるとき、どうして転換炉に魅力を持たせ、その力を糾合するのか。自主開発というからには、政府も原子力委員会もよほど腹をきめて一体化の紐帯にならぬといかぬと思つて、それでなかつたら、原子力船事業団のように寄り合い世帯になつてしまつて、船が山にあるだけでなくて、日本の運命の転落がここから始まると思つて、事業団、メーカー、ユーザ、学界、その結集体というのなら、その青

写真を示してほしいのです。

第三に原研、原燃、原電の役割りをどうするか、一説によると、原研は実験炉までの段階である、事業団は原型炉だといわれている、また開発主体は原研だ、いや原燃でやるのだともいわれているのです。また原研は従来どおりに置いて、必要に応じてその研究と人材を提供する母体のようなものである、そういうことをいう人もあるわけなんです。原研ではできないから、メーカー、エンジニアの協力のもとに民間との協約でやるというのなら、この事業団というのは予算のトンネル機関になつてしまします。

次に、原燃の吸収合併はわかつておりますけれども、人形峠の事業は一体どうするのか、廃止か継続か、人員をどのように配置するのか、こうしたものもろの交通整理をして委員会に発表していただきたいと思います。

次に原子力局長にお聞きしたいことは、きのう原子炉開発課からプロジェクトマネージメントのサンプルと人材養成計画を持ってきていただいたて見せてもらいました。このプロジェクトマネージメントからくる構想と事業団の性格は、ボードの性格またはヘッドクォーターで事業をやつて、事業主体ではないような構想です。ビッグサイエンスに取り組む大プロジェクトのマネージメントは、やはりトップマネージメントがいかにあるか、これが勝敗を決しそうです。原子力委員会の権限強化、行政機関のいい意味での介入、そうして実際のプロジェクトマネージメントを私は示してほしいと思うのです。

文部省から見えておりますから文部省にお聞きします。人材養成計画ですが、ことばは悪いかもしれませんが、原子炉開発課から持ってきていただいているところの人材養成計画は、一応人数合わせはできていると思ひます。しかし、具体的には大学関係、文部省とどんな緊密な連携をとってやられたのか。私は連携を緊密にしなければいけないと思うのです。高度経済成長政策のときに人材開発、人材養成計画をどうするかという

ことが大論議になつたわけであり、今回も動力革命であり、技術革命でありますから、人材計画というものをしっかり立てておかなければいかぬと思うのですが、文部省は科学技術庁からどんな相談を受けて、どういう計画をもつてこれに臨もうとおられるのか、文部省にお聞きしたいと思ひます。

一気に質問だけ申し上げましたが、以下御答弁によりまして、私の考えを申し述べさせていただきます。

○二階堂國務大臣 この予算の問題につきましては、私も一番心配しておるところでございますが、何と申しまして、これだけの大きな仕事に取りかかるわけでございますから、四十二年度の予算が満足すべきものでないことは、私も承知をいたしております。したがって、長期の計画に従つて、相当な決意を持って、私は来年度予算の折衝には当たろうと考えております。

これは非常な決意を持って当たらなければならぬと思つております。また、単年度の予算ではどうにもなりません。お説のとおりでありまして、今年度も三割はワケ外の予算要求もいたして、ある程度はこれも債務負担行為等によって認めてもらつておりますが、そういうことにつきましても、来年度の予算もおそらく何割増しだという一応の大蔵省からの申し入れがあるかと思つておりますが、そのワケ内ではどうにもならない、こういうふうにか考へますので、ワケ外等の要求につきましても、私は事前に総理なり大蔵大臣等にも話を進めてまいりたい、かように決意をいたしております。

○有澤説明員 私は、事業団がどういう組織をつくつて、どういうファンクションを営むか、その点についてお答えを申し上げたいと思ひます。事業団は、御指摘もありましたように、言つてみれば参謀本部的な役割りを演ずるわけでございます。参謀本部的な役割りというものは、何もしないというわけじゃありません。この事業の研究開発計画をみずから立てなければならま

せん。その研究開発計画は、かなり詳細なものになると考へております。そしてその計画に従ひまして、あるものは原研に研究委託をする、あるものはメーカーに研究委託をする、また大学に委託することもあり得ると思ひます。また自分自身のほうにおきまして、この研究開発計画を立てるのでございますから、たとえば設計につきましても、A T RならA T Rの設計はどういう形のものになるかという研究と開発を進めなければならなりません。そのようなファンクションから考へてみますと、事業団自身にもキースタッフと申しまして、この参謀本部的な役割りを演ずるに必要な最小限度のスタッフをみずから持たなければならぬと思ひます。何もかも動力炉事業団でやるというわけにはまいりません。また、やるといふ方針でもありません。すでに日本にある原研であるとか大学であるとかいろいろな研究所あるいはメーカーといふものの頭脳を十分使つて、そしてその頭脳によつて得られた成果を自分の立てた研究開発計画に沿つてステップ・バイ・ステップに原型炉の建設に進んでいく、こういう役割りを果たさなければならぬので、したがつてこの事業団が責任を自分みずから集中して、そして一元的な責任体制のもとに、このみずから立てました研究開発計画を推進していく、こういう役割りを演じなければならぬのであります。

人はどういふふうになるだろうかという御質問がありました。その点では、いま申し上げましたように、事業団自身が持つキースタッフは、むしろ新しく事業団が雇ひ入れると申ししようか、調達する人もありますが、また原研やあるいはメーカーやその他から出向という形で来て協力をし、それからもう一つ形も考へております。そして研究開発の委託につきましては、事業団の立てました研究開発計画のそれぞれの部面を担当するに最も適当したところに委託をする、こういう考へ方になつております。こういう形で実は日本でナショナルプロジェクトを開発していったという事例はまだないやうであります。しかしイギリスのSG

H Wという一つの新型転換炉の開発の組織、機能というものを調べてみますと、いま私どもが申し上げたやうな形に相なつておるのであります。イギリスは御承知のようにA E Aがございまして、そのA E AのもとにSG H Wを開発する組織、中核体がございまして、この中核体がみずから研究開発計画を立てて、その研究開発のそれぞれの項目をA E A所属の研究所ばかりでなく、民間、大学その他の研究所に委託をいたしまして、このSG H Wを開発しております。むしろ各機関で研究開発された結果をみずから立てました研究開発計画の中に織り込んで、そしてそこで総合して、ねらいは原型炉の建設でありますから、その建設に向かつて一歩一歩研究開発を土台にして進んでいく、こういう形に相ならうか、こう考へております。

もう一つ、燃料公社と一緒にありますので、燃料公社がやつておる国内のウラン鉱の調査についてはどうなるかという御質問がありました。これは当分の間は、私どもはこの調査をなお続けていきたいと思ひます。と申しますのは、まだ全部の日本のウラン資源の調査が終わつていないわけではあります。ですから、ぜひとも一応日本ウラン資源に関する調査は一わたり調査を済ませたい、こういう考へ方を持っております。

以上でございます。

○村田政府委員 動力炉開発計画に関連して人材養成計画の点でありますけれども、この事業団を中核体として行ないます高速増殖炉並びに新型転換炉の研究開発、原型炉の建設まで含めまして、これに必要な科学技術者の数、それが大体的にどのやうなふうになるかといふやうな点につきましては、お手元に資料「動力炉関係の技術者について」といふものを配りしてございまして、結論的に申し上げます、事業団を中核として行ないます高速増殖炉並びに新型転換炉の開発——これは原型炉建設、試験運転まででございますが、直接これに必要な科学技術者は、昭和五十

で、御承をいただきたいと思ひます。

○三木(喜)委員　最後にひとつお願いをしたり、念を押しておきたいと思うのです。まず大臣にですが、これはきょう朝日新聞を見ておりますと、岸田純之助さんが「自主開発を目標に体制づくりを急げ」「技術格差を縮める道」ということで書いておられますが、この中でドイツと比較してあるのですね。研究者はなるほど日本は多いわけなんです、しかし人口比にいたしますと、千人の中でこうした研究者は日本は二・五、それからドイツは二・六、大体似ておるわけですね。しかし研究費がまた全然段違いになっておる。ドイツでは、こまごま統計がここに載つておるわけで、十倍、こういう統計がここに載つておるわけで、ここまでいっても研究とか技術とかいう問題に對しましては、それに対するところの研究費というものがどうしても裏づけにならなければいかぬと思うのです。先がたから大臣も決意のほどを申し述べておられましたけれども、長期的な計画を立て

て、そうしてこれにひとつ予算的な裏づけをしつかりしてもらわなければやっていけないということですね。この点をひとつ念を押しておきたいと思ひます。

それから、文部省からおいでいただいておりますので、私いま文教委員もやっておりますから、文教委員会に日本学術振興会法案が出ておりますから、そこで論議をしたいと思うのですけれども、いまのお話では、国のこの大きなプロジェクトをやろうとするのに対しては、どうやら文部省と科学技術庁とはまだ何らの話もないらしい。事務レベルでは話をされておるのかもしれないけれども、まだそういうところに至っていないようであります。人材養成というものは喫緊の問題であると思うのです。そこで文部省と科学技術庁とはいろいろな点で競合することがあってもいいと思うのですけれども、ひとつここは仲よく協

調し、計画を立て、そしてその計画に合わせてやっていただいたいと思います。いま大学院の問題が出ましたし、あるいは研究者、技術者の問題がいま正面に出てきておるわけです。大学院も、

うやくで上がったのであります。その後におきまして、予算その他は原子力を中心として大體科学技術庁というものの運営が行なわれておるようであります。

そこで、ことに予算の面においては、何といつても原子力が優先しておるのであります。しかし、原子力というものの発展が単なる原子核技術者をつくるということだけで発展するものでないことは、先ほど村田さんのお話のとおりであります。原子核技術者というものはそうたくさんこれが必要とするものではないのであります。研究者としてはこれは必要であります。技術者としては必ずしも必要としない。むしろこれに関連するところの各種の技術者、金属だとか化学その他の技術者というものが必要なものであります。今日において原子力工業というものが成り立つといたしますならば、これは総合科学の上に立つたところの工業でなければならぬ。この段階に到達してくると、また再び各省との関連性がここに生まれてくる。ことに人材の養成において生まれてくる。ことに文部省との間において生まれてくる。ことに科学技術庁長官の非常な熱意あふるお話はまことに頼もしく承つたのであります。しかし、今日までの短い歴史ではありますけれども、各省間の摩擦相克というものは相当なものであります。大臣からしばしばわれわれは一生懸命やりまうというのを承つてはおりますけれども、これはなかなか実現が困難であります。よほどの覚悟をもつてかからなければ、各省間の調整とか、円滑なる運営のもとに総合的なバランスのとれた体制を樹立することは困難であります。この点に關しましての御発言はまことに頼もしいのであります。私は、特に原子力を中心として開発し、そうしてこれがだんだん総合科学としての発展にまでなつてきたこの段階におきましては、いよいよここで勇気を鼓して、各省間のこれらのかきねを取り除いて、そうして、華国一致という語弊があるかもしれませんが、全力を

あげて各省が協力してこの推進につとめていただきたい。その中心として科学技術庁長官の御努力をひとつ願いたいと思つております。

第二の問題は、事業団の話がいま出ておるようであります。まことに不勉強で、私もまだ詳しく教わっておりませんし、いま二、三ここでいろいろ話を承つた程度でありますけれども、しかし今後この事業団の事業を推進する上におきまして、まず第一に通産省との関連性がここに生まれてくると思つておるものであります。すでに電力会社等におきましては、もうそれぞれ原子力発電所の計画を進めておられるのであります。その技術の内容はともかくといたしまして、先般も私のところに相談に見えたのは、原子力発電所を陸につくつたらめんどくさいから、ひとつ海の中につくつろう、海ならば、これは大いに放射能を遮断するからよろしい。まことにこれはおもしろい。私の大学には海洋学部がありますから、これはひとつ海洋学部を生かそうということで、いまわれわれのほうでは教授陣が張り切つております。宇宙開発はソビエト、アメリカが一生懸命やっておりますから、私の考えでは、まあおつき合い程度にやつておいて、ほんとうは海洋の開発に日本の将来はあると私は思つておりますけれども、そういう意味におきまして、この原子力発電所と海洋との関係、こういうような点において、すでに東京電力等においては調査に着手し、それぞれ研究を具体的に進めておられるのであります。こういう意味におきまして、通産省と事業団との関連性、何の関連もなく、ただ、それぞれ自分はどう思ふというところで、お互いに連絡なくやつておるということでは、開発はなかなか困難であります。と、いって、事業団がいまから出発して、あれはいかぬ、これはいいというふうなことにすると、開発はおくれてしまふ、こういうことにもなりますので、これに對しまして、どういうふうなお考えを持つて今後事業団との間において——どうしても原子力を開発しなければ将来日本の電力事情は許さないというふうな現状にある今日にお

いて、この間においてのいわゆる事業団との関連性、いわゆる各省間の障壁を除去して、相互の協調を保つという意味において、具体的なお考えをお持ちであるか。これはちよつと質問としてお尋ねを申し上げたいと思つております。これは事業としての第二の問題であります。

それから研究の問題であります。原子力研究所を最初につくりまして、これは池田さんが大蔵大臣のとき、私も交渉して、最初に四十億を出していただきました。そういうふうなことからだんだん整備されてまいつたのであります。しかしその整備が遅々たる姿で、われわれの期待には沿つておりません。けれども一応の体制はできたかのごとくに見えるのであります。西独の半分の予算であるというふうなことでございますが、こういう意味におきまして、原子力だけの問題にあらずいたしまして、総合的に、総合技術としてのものもある。原子核の技術というものは、これは先ほど申しましたように、そうたくさんの人がある必要はないのであります。研究所には必要でありますけれども、今後のいわゆる人材養成の目標としては、そうたくさんは必要でないかも知れません。けれども、総合技術としての問題でありますから、どうしても他の技術面における研究というものが必要になつてくるのであります。こういう点につきまして、単に原子力だけでなく、先ほど村田さんからはかの技術もあるというお話がありましたけれども、原子力だけに重点を置かれるのあまりに、他の最も必要な要素が欠けてくる、すなわちアンバランスになる、こういうふうな憂いさえも考えられるのであります。研究費の大幅の増額と研究者の処遇の問題もありましようし、あるいはまた、個々の原子力以外の研究体制、それに対するところのオーケストラ的な一つの総合力を発揮し得る体制、こういうことに對してどういふようなお考えをお持ちであるかを御当局より伺いたいと思つております。

この三つの点を御質問いたしますが、第二、第三の点につきまして、事業との関連性、それから電力会社その他と通産省との関連性、それから研究費の問題と、他の技術、総合技術としてのお考え方、それに対して文部省あたりともどういふ関連性をお持ちになつておるか、この点を伺いたいと思つております。

○有澤説明員　ただいまの御質問の中の第二の御質問、動力炉開発事業団と通産省との関係の問題でございます。

通産省には、御承知のように、エネルギー調査会というのがあります。この調査会の中に原子力部会というのがあります。今後の原子力発電政策をどういふふうに進めていくべきかということに関する調査が行なわれまして、その中間報告がすでに出ております。この中間報告の決定までの間には、われわれ原子力委員会との間におきましても緊密な連絡をとりまして、そうして私どもの考へている動力炉開発という問題を、このエネルギー調査会の答申の中にも織り込んでもらつてあります。ですから、いまのところ、この動力炉開発の問題につきましては、通産省との連絡を非常に密にして事務を運んでおりますが、何と申しましても、最初のうちは研究開発が中心になるのでございますから、その研究開発につきましては、原子力委員会のほうで責任を持つて進めていく、そして、やがて原型炉が開発された後は、今後はそれがどういふふうな形で実用化のほうに進んでいくか、この実用化につきましては、通産省のほうがある程度主導になつてこれを行なつていくことに相ならうかと思つておりますが、しかしわれわれのほうにおきましても、将来の原子力発電の基本的な考え方がありますから、その基本的な考え方につきましては、十分通産省に御理解願つた上で、通産省の原子力発電の実用化の指導について取り運んでいただきたい、こういうふうにお考えしております。要するに、現在の段階におきましては、通産省と、この動力炉開発につきましては、十分緊密な連絡をとつてやつておる次第でございます。

すと、まだあれは安全審査にかかっておる途中でございまして、委員会のほうでこれが危険であるというような、つまり適当でないというような結論まで出したような記憶を私は持つておりません。ただ、しかし、住民たちがなかなか不安を持つていたということは事実だったと思います。その決着がつかぬうちにこの問題は片づいたという形に相なったのじゃないかと私は記憶しております。そういうわけでございまして、われわれのほうから見まして、安全性の問題はあくまでも十分やかましく言わなければならぬ問題でございまして、安全上支障のないものにつきましては、平和利用のことでございまして設置を断行したい、こういうふうに考えております。この方針は前からちつとも変わりありません。

○松前委員 いまのお話はだいぶ違います。結論を私はちやうだいしました。委員会としての結論なんです。その段階における何か審査委員会の結論をちやうだいいたしました。それから三木科学技術庁長官でありましたか、いまの外務大臣です。私は交渉に行きました。ところがこう言われました。レントゲンよりは弱い五ワットの電球程度しかない出力であるからこれを許せと幾らあなたがおっしゃっても、大衆が賛成しないものは許されません、こう言われたのです。それで、それならしかたがない。そういう信念のない、大衆の指導力のないような内閣のもとに、われわれ原子炉設置の認可なんかもう必要はないと言って、私はたんかを切つて帰つたことを覚えております。そういう腰抜けの態度では、反対運動が起これば片っぱしからだめだということになるならば、とうてい原子力の開発なんかできはせぬ、私はそう思うのです。だからして、大衆が動くならば、それに動かされて、その設置に対しては否定的態度をとるといふような態度であるならば、これは今後の原子力開発に対して、ことに事業団がいろいろおやりになつてもだめだと思ふのです。やはりこれを指導して、そうして安全性に対してだいいじょうぶだという国民的教育というか、また

PRをやる、それだけの責任は政府にあると思うのです。それだけの温床をつくつてから種をまかなければいかぬと私は思うのです。だから、温床ができていないから種がまけぬ。現実には温床がないんじゃないかといえ、いまでも温床はないと私は思うのです。この問題についてどういふふうにお考えになるか。三木大臣のようなへつり腰でおやりになるかどうか、このことをひとつ伺いたいのです。

○有澤説明員 私の記憶違いだったかもしれませんが。しかし安全審査委員会の報告は結論が出ていなかったんじゃないかと、私いまでもそう思つております。安全審査委員会のほうも危険であるという結論——設置は適当でないという、まだそこまですつていなかったんじゃないかと思ひますが、いづれにいたしましても、大衆のPRをしなればならぬということは、これはむろんのことです。そのPRにつきましてもはわれわれもずつと考へて、いろいろ努力をしておりますけれども、一部にはまだ十分学界において結論の出ない問題もあるかと思ひますから、それにつきましてもは相当のアプローチを考へて、安全であるという域まで引き下がつて安全の問題を考へておるわけです。本来ならば、ここまでだいいじょうぶと思ふけれども、それについては若干の疑点があるというならば、その十分の一とか、あるいは百分の一とかというところまで後退して、それで安全を確保していこう、こういう考へ方です。おるわけでございます。しかし、この問題は大衆の間で頑迷といひましようか、事情を知らないから反対をする。反対したらそれに譲る。こういう考へ方ばかりではむろんありませんが、大いにそういう大衆を納得させるような努力をしなければならぬ。これはおっしゃるとおりだと思ひます。しかし、その努力を十分尽くして——大衆にこの問題を徹底するまでには相当時間がかかるということもどうぞ御了承願ひたいと思ひます。何しろ目に見えたりする問題ならば話は簡単でございますけれども、なかなか目に見えないインビジュアルな一つ

の現象が問題になつておるわけでございまして、それから、それが安全であるということも十分大衆に理解してもらふまでには相当の時間がかかると思ひます。ですから一方、反対すればもうそれでへこたれてしまふ、こういう考へ方にも私は同調するものではないと思ひますが、しかしもう安全だから何が何でも反対しても押し切るといふふうにも、なかなか現在の一つの姿としましてはやういふ点があるかとも思ひます。いづれにいたしましても、大衆にとりまして原子力平和利用の安全性の問題は、ある意味からいへば、私どもからいへば、最近やかましく問題になつておりますいろいろな公害、それよりもはるかに安全性を持つておるものだと実は考へております。けれども、大衆は何か原子力に対する特別の恐怖心を持つていて、まだなかなか私どもの説得とか説明とかいうものをそのまゝ受け取つてくれる心理状態でない者もあるかと思ひます。ですから、これはやはり時間も相当かけて、そして他方においては経験を積み重ねることによつて、実物教育が進むことによつて、この問題を解決しなければならぬのではないかと、そういうふうに私は考へております。

○松前委員 もう時間がたちますからあまり申しません。いまの御説明はもうよくわかつております。わかつておりますが、ことに科学技術のごときは新しい面の開発なんですから、現実を打破して進んでいくというのが科学技術というものの一つの使命だと思ふ。したがつて、そこには抵抗があります。現状の上に乗つておつたものでは科学技術は進みません。新しい開発という面においては、どうしてもそこには抵抗がある、いろいろな障害もあるだろう、こう思ふのです。その障害の一つとして、ただいまのような大衆の反対というやうな問題が政治的に出てきておる、こう思ふのです。そこで私が伺つておるのは、ああいうへつり腰でなくて、それならばひとつ大衆啓蒙運動をやる、そうして啓蒙運動を通じて設置可能なやうな社会的条件をつくらう、こういうやう

な積極性をお持ちであるかどうかということをお私に聞いておるわけです。というのは、大衆が反対するやうなものに対しては政治家というものは無理をしてうっかり乗つては損だといふやうな発言を私はこの耳で三木大臣から聞いたのです。こつちの三木さんじゃありませんけれども、私は聞いたのです。それで私は、政治家というものはそんなにへつり腰かと思つたことがあるのです。だから、そういうへつり腰でなく積極的、何とかしなければならぬからひとつやってみよう。しかしちよつと時を待つてくれというなら話はわかる。これはわかります。だからそこそこところに一体今後の原子力開発に対するどういふ御覚悟があるか、このことを伺つておるわけでありまして。新聞その他も御利用になつて、どんな原子力に対する国民の認識を深めるといふ積極行動をおとりになるかどうか。そしていよいよ大衆の動きに乗つていくやうな考へでなくて、大衆を指導するやうな立場でおやりになるかどうか。それでなければこの事業団なんかつくる必要はないと私は思ふのです。

○有澤説明員 ただいまの御意見全く同感でございます。大衆の原子力に抱いておる不安を払拭するといふ努力を重ねていかなければならぬ、これは私もそういうふうに考へます。また、そのつもりで今後動力炉開発の問題についても当たりたいと考へております。

○松前委員 終わります。

○矢野委員長 両参考人には長時間にわたり、まことにありがとうございました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

科学技術振興対策特別委員会議録第十号中正誤

ページ 段 行 誤 正

四 一 〇 考 考え

六 三 末 点晴 点晴

八 二 二 ころ この

三 三 四 ト デベロブチメン デベロブメント

三 三 三〇 ありましょ ありましよう

六 一 一 けなれば なければ

七 一 一 ベター ベター

七 一 九 だろ だろ

九 四 六 この、事業 、この事業

同 第十一号中正誤

ページ 段 行 誤 正

一 一 二 末 科学技術 科学技術庁

二 二 末 やらなければ やらなければ

二 三 末 ビック ビック

二 三 末 ビック ビック

二 三 末 いうです いうんです

昭和四十二年六月二十七日印刷

昭和四十二年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局